

2025年5月13日

ストックホルム条約第12回締約国会議(COP12)の結果の概要

1. 会議の概要

2025年4月28日～5月9日まで、ジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第12回締約国会議(COP12)が開催され、新たに「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン(炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質」を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。また、「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」、「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)」及び「UV-328」についての認められる目的及び個別の適用除外の見直し、条約の有効性の評価などについて、議論が行われました。

2. 会議の主な結果

(1) 条約上の規制対象物質の追加

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)の第20回会合(2024年9月)における検討結果を受け、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A(廃絶)への追加の勧告が行われた3物質群について、適用除外の要否、対象物質群の定義等が議論された結果、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加される物質群については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うこととなります。

○附属書Aへの追加(仮訳)

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
クロルピリホス	殺虫剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定 ^注 あり) —農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除 —農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除 —牛のダニ駆除 —建築物の基礎に用いる木材の害虫からの保護

<p>中鎖塩素化パラフィン(炭素数 14~17 までのものであって塩素の含有量が全重量の 45%以上であるもの)</p>	<p>金属加工油剤・難燃性樹脂原料等</p>	<p>・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^注あり)</p> <p>—以下の用途の軟質ポリ塩化ビニル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設分野の用途 ※ただし、ワイヤー及びケーブル以外の用途については、商業分野ではない屋内生活空間における用途を除く ・ 医療機器及び体外検査用機器のワイヤー及びケーブル ・ 食品包装を除く包装分野のカレンダーフィルム <p>—地下炭鉱で使用される硬質織物製コンベヤベルト</p> <p>—断熱用発泡エラストマー</p> <p>—以下の用途の接着剤及びシーラント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア及び窓のシーリングに使用されるポリサルファイドシーラント及び一液式ポリウレタンフォーム ・ 防水及び防食コーティング ・ 航空宇宙及び防衛用途(ポリウレタン接着剤、不正開封防止パテ等) <p>—航空宇宙及び防衛製品の非構造接着に使用されるテープ</p> <p>—子供用製品を除く皮革の加脂成分</p> <p>—緊急対応用発火装置</p> <p>—弾薬及び弾薬マーキング用の塗料及びコーティング剤</p> <p>—以下の用途等の金属加工油剤</p>
--	------------------------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空宇宙 ・ 防衛 ・ 全ての陸上車両を含む自動車 ・ 医療機器、体外診断用機器及び測定、分析、製造、制御、監視、試験、検査用の機器として使用される電気電子機器 ・ 農業、建築、建設、林業、造園に使用される機械及び工具 ・ エネルギー及び発電 ・ 石油及びガスの採掘 ・ 化学製品の生産及び精製 ・ 原子力発電施設 ・ 低炭素エネルギー技術及び再生可能エネルギー技術 ・ 非電気電子機器分野の医療機器 <p>—以下の用途の修理及び交換部品に使用されるポリマー及びゴム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上自動車及び農業、建設、林業、造園に使用される機械の部品 ・ 医療機器、体外診断用機器及び測定、分析、製造、制御、監視、試験、検査用の機器として使用される電気電子機器 ・ 航空宇宙及び防衛用途 <p>—特定の効果(例えば、音、煙、光)を得るための弾薬用火工品</p> <p>—極度の温度から保護するため</p> <p>—特定の効果(例えば、音、煙、光)を得るための弾薬用火工品</p> <p>—極度の温度から保護するため</p>
--	--	---

		<p>の宇宙防衛機器及びその包装用の膨張性コーティング剤及び塗料</p> <p>—宇宙防衛機器の修理及び交換部品に使用するためのコーティング剤及び塗料</p>
<p>長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質 (炭素数 9～21 までのもの)</p>	<p>フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等</p>	<p>・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^{注)}あり)</p> <p>—交換部品として設計された半導体</p> <p>—大量生産を中止した自動車の交換部品</p>

注) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われます。

なお、上記の適用除外のうち、中鎖塩素化パラフィンの「金属加工油剤」については、回収システムを備えた専門的又は産業的環境で使用される場合に 2036 年まで適用除外が認められ、「修理部品及び交換部品に使用されるポリマー及びゴム」については、対象物品の耐用年数の終了か 2041 年のいずれか早い方まで適用除外が認められ、「特定の効果を得るための弾薬用火工品防衛装置」及び「極度の温度から保護するための宇宙防衛機器及びその包装用の膨張性コーティング剤及び塗料」については 2041 年まで適用除外が認められ、「宇宙防衛機器の修理及び交換部品に使用するためのコーティング剤及び塗料」については、2041 年までの COP においてその必要性が評価された上で当該機器の修理及び保守のために当該機器の耐用年数の終了まで引き続き利用可能となります。

また、上記の適用除外のうち、長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質の「交換部品として設計された半導体」のうち内燃機関駆動船舶向けのもの、「大量生産を中止した自動車の交換部品」については、修理される物品の耐用年数の終了か 2041 年のいずれか早い方まで適用除外が認められます。

(備考) 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

POPs 条約ホームページ

(<https://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Mee>)

- (2) 過去に附属書に追加された物質の認められる目的及び個別の適用除外の見直し
ストックホルム条約の附属書A又は附属書B(制限)に掲載された物質には、個別の適用除外及び認められる目的(附属書Bのみ)が認められている場合があります。

締約国からの要請に基づき、「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA関連物質」(主な用途:フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等)及び「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)」(主な用途:撥水撥油剤、界面活性剤)の液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤用途での製造及び使用に関する適用除外については、2030年6月2日まで4年間延長することが決定されました。

また、締約国からの要請に基づき「UV-328」(主な用途:紫外線吸収剤)に航空機の断熱ブランケット及びデッキ用の水密テープ、航空機の構造及び機械、内装、電気系統、非常用、推進、環境制御、飛行制御システム用のポリウレタン及びポリアミド接着剤、ポリウレタンコーティング用途での2030年末までの使用に関する適用除外を追加することが決定されました。

- (3) 条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、第3回有効性評価に向けたプロセスの開始が決定され、2027年開催予定のCOP13に向けた同条約の有効性に関する第3回評価プロセスを円滑に進めるための予備報告書の提出及び第4回地域モニタリング報告書の提出が要請されました。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じて貢献を行っていきます。

(本発表資料のお問合せ先)

産業保安・安全グループ化学物質管理課長 大本

担当者:菊野、入間川

電話:03-3501-1511(内線 3691~5)

E-mail: bzl-qqhbbf★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。